

第12回 総会議事録

1 開催の日時 令和6年6月6日(木)午後4時00分～午後4時30分

2 開催の場所 松江市役所 第四別館3階 教育委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第75号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

4 出席委員(17名) 欠席委員(2名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (欠)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (欠)	12番 永江 りえ (出)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	能海 朋之	農地係主任主事	井上 雄太
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	石原 裕子
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議 長 (三島会長)	定刻になりました。 まず、総会の議事に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明をお願いします。
事 務 局 長	(この総会を開催した経緯を説明) それでは、第12回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番委員と11番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち、17名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。5番委員、6番委員をお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の石原主任主事と井上主任主事をお願いします。
事 務 局	それでは、議事にはいります。議第75号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。 それでは、議第75号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案と併せて、農地法第5条の説明資料をご覧ください。 5条18番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町上来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農振除外済みです。転用目的は、太陽光発電所の建設です。転用面積は13,980㎡、所要面積は隣接するため池及び山林とあわせて、実測値で15,965㎡です。権利の種類は地上権の設定です。事業計画は、申請地に太陽光パネル2,656枚の事業用太陽光発電所を建設するものです。 なお、本案件は令和6年4月総会で許可相当と確認いただきましたが、島根県農業会議に諮問したところ、権利の設定を受ける者を変更すべきとの答申があったため、事業内容を修正し再度申請されたものです。以前の事業計画では、地上権設定の契約は●●●●会社、太陽光発電設備の建設がリース会社、という仕組みでしたが、権利の設定者と転用事業者が異なる共同申請は認められないとの農林水産省の見解が出されたことによります。資金計画については、転用事業に係る経費、すなわち太陽光発電所の建設に係る費用のみ記載しております。そのほか事業の詳細につきましてはご覧のとおりです。
議 長	以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。 現地調査班の報告は、4月30日総会時に行っておりますので省略させていただきます。これより審議に入ります。ただいま事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
1 3 番 委 員	4月30日総会時の説明資料では所要面積が16,211.00㎡、今回は15,965.00㎡とあるが、何か変更があったのか伺う。
事 務 局	転用事業者より、事業予定地の農地以外の土地を測量した結果の数値と聞いております。事業計画に変更はございません。
1 3 番 委 員	分かりました。
1 5 番 委 員	土地所有者の名前の読み方を教えていただきたい。また、ため池について、土地改良区の意見はなかったのか、個人所有であるのか伺いたい。
事 務 局	土地所有者は●●●●と読みます。転用事業に対する土地改良区の意見は、「異議な

1 5 番 委 員 員 し」です。また、ため池は個人所有です。
5 番 委 員 員 分かりました。
事 務 局 前回の共同申請は、転用事業者がその様にせざるを得なかったからと理解していた。
5 番 委 員 員 今回、共同申請ではなくても、転用事業者は自社で太陽光発電所を建設できるのか。
議 長 共同申請時も太陽光発電所の建設工事は転用事業者が行う計画でしたので、自社で
5 番 委 員 員 建設する技術を持っておられます。
議 長 分かりました。
議 長 ほかにございませんか。
(なしの声)
議 長 ないようでございますので、採決いたします。島根県農業会議からの意見聴取が必要
議 長 となる、議第 75 号について採決いたします。議第 75 号について、原案のとおり許
可相当であると確認することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議 長 ご異議なしということですので、議第 75 号は原案のとおり許可相当であると確認する
ことに決めます。
以上で議事を終了しましたので、第 12 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。